質問主意書提出

十一月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

憲法第二十六条第二項に定められた「普通教育の定義及び学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二九号）

答弁書受領

十一月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子提出米軍属による女性暴行殺人事件とその後の政府の対応に関する質問に対する答弁書（第二八号）

法律公布奏上及び通知

十一月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

報告書受領

十一月十八日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十七年度国の債権の現在額総報告を受領した。

また、同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成二十七年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

人事異動

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長川桁幹夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十一月十七日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間781円」を「１時間794円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間751円」を「１時間766円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間790円」を「１時間805円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間818円」を「１時間834円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

山形労働局長　相浦　亮司

第４号中「１時間783円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

山形労働局長　相浦　亮司

第４号中「１時間767円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

山形労働局長　相浦　亮司

第４号中「１時間782円」を「１時間797円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

山形労働局長　相浦　亮司

第４号中「１時間786円」を「１時間801円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間800円」を「１時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月22日

三重労働局長　林　雅彦

第４号中「１時間829円」を「１時間844円」に改める。